

令和3年 第7回総務経済常任委員会会議録

令和3年6月8日 議員控室

○事 件

町長報告事項

- (1) 熊石地区における地熱開発事業について（商工観光労政課・産業課）
- (2) 令和2年度ふるさと応援寄附金等の実績について（政策推進課）
- (3) 令和2年度八雲町自治基本条例運用状況及び令和3年度町民参加施策について（政策推進課）
- (4) 株式会社青年舎大関牧場の稼働について（農林課）
- (5) アイヌ政策推進交付金事業について（水産課）
- (6) 北海道アイヌ農林漁業右対策事業について（水産課）

協議事項

- (1) 住民投票条例制定勉強会について

○出席委員（5名）

委員長	三澤公雄君	副委員長	牧野仁君
	横田喜世志君		大久保建一君
	宮本雅晴君		

○欠席委員（1名）

田中裕君

○出席委員外議員（5名）

議長	能登谷正人君		関口正博君
	佐藤智子君		齋藤實君
	赤井睦美君		

○出席説明員（15名）

商工観光労政課長	井口貴光君	商工観光係長	南川隆雄君
産業課長	吉田一久君	政策推進課長	川口拓也君
政策推進課長補佐	上野誠君	企画係長	多田玲央奈君
政策調整係長	右門真治君	協働推進係長	渡辺直樹君
企画係主任	長谷川佳洋君	農林課長	荻本正君
農林課長補佐	宮下洋平君	研修牧場係長	高嶋一登君
水産課長	田村春夫君	振興係長	藤原悟史君
振興係主任	山根有介君		

○出席事務局職員

事務局長	三澤聡君	事務局次長	成田真介君
------	------	-------	-------

◎ 開会・委員長挨拶

- 委員長（三澤公雄君） それでは、第7回総務経済常任委員会を始めます。
挨拶は、割愛させていただきます。

【商工観光労政課・産業課職員入室】

◎ 所管課報告事項

- 委員長（三澤公雄君） まずは、熊石地区における地熱開発事業について、商工観光労政課と産業課から報告をお願いします。
- 商工観光労政課長（井口貴光君） 委員長、商工観光労政課長。
- 委員長（三澤公雄君） 課長。
- 商工観光労政課長（井口貴光君） 商工観光労政課と産業課からご報告させていただきますのは、熊石地区における地熱開発事業についてでございます。

早速、資料のほうの説明に入らせていただきますので、ご覧願います。はじめにですね、1のこれまでの経過についてでございますけれども、令和元年6月に開催されました、総務常任委員会でご報告しておりましたが、改めて経過を説明させていただきます。

前田建設工業株式会社、所在地が東京にありますゼネコン準大手であります、熊石地区において小規模発電を目指して、JOGMECの助成事業を活用し、平成28年度から掘削調査を実施しておりました。

場所につきましては、熊石大谷町、資料の2ページに地図を付けておりますけれども、この地図の真ん中ほど、四角で囲んでおりますところ、雲石トンネル、これは八雲から熊石のほうに走っていきますと、雲石トンネルを抜けて、旧国道に入って道路が直線になっている付近、こちらが掘削した場所でございます。

3ページは、掘削した構造試錐井として、生産井として掘削した1号井、これは地下約2,650m、還元井として掘削した2号井、こちらは地下約860mの資料を載せてございます。

4ページの資料は、旧国道沿いにあるMK-KI-1と表示している1号井、もう一つはMK-KI-2と表示している2号井、こちらの位置関係を載せております。

資料の1ページに戻っていただきまして、調査の状況についてであります、平成29年度に生産井の掘削、そして平成30年度に還元井の掘削後、仮噴気試験を実施した結果、生産井は自噴に至りませんでした、還元井は高い還元能力が確認されまして、有効な還元井としての結論が出されたところであります。

熱資源の二次利用ということで、産業振興に期待していたところでありましたが、結果、生産井が自噴に至らなかったということで、平成31年度に事業者が事業化を断念して、令和3年度に埋め戻す予定なっているところでございます。

以上が、これまでの経緯でございます。

次に、2の再開発に向けた検討でございます。ただいま説明しましたとおりですね、還元井は高い還元能力が確認されております。新しく有望な生産井を掘削できれば、この還元井を活用して、地熱発電が可能であります。また、排出される熱資源を二次利用することで、

熊石地域の産業振興に期待できるということから、連携協定を締結しております、デナジー株式会社、こちらと再開発について模索をしていたところでございます。

それで、本年4月に入りまして、再開発の意思がある新規事業者から提案があったことから、調整を行ってきたところでございます。予定されておる事業者につきましては所在地が東京都にあります、ベースロードパワージャパン株式会社という企業でございます。2018年10月に設立されました企業で、地熱開発事業全般を事業内容としておりまして、地熱発電の実績につきましてはそちらに記載のとおり、熊本県と岐阜県で発電実績がございます。

還元井につきましては、前田建設工業株式会社がJOGMECの助成事業を活用して、調査目的として掘削した井戸でありますので、他の目的のために転用することができませんが、熊石地域の産業振興のために必要な井戸であるということが国に認められましたら、転用ということで譲渡を受けることが可能となります。そういったことから、現在、町として関係機関と調整を進めているところでございます。

最後に3の今後の予定であります、本年7月頃から生産井の埋め戻し工事がスタートし、国有林の植林作業については8月下旬からの予定となっております。また、11月頃には、現在進めている譲渡に向けた調整が終了して、還元井の譲渡を町が受ける予定と考えてございます。

令和4年に入りまして、時期はまだ未定でありますけれども、新規事業者による調査が開始される予定となっております。それで掘削調査の結果、ポテンシャルが認められた場合は、最大2メガワットの小規模発電事業を事業者が計画しております。また、町としては、熱資源を二次利用した産業振興策の検討を予定してございます。

逆にですね、ポテンシャルが認められない場合は、事業化を断念。そして事業者によって井戸の埋め戻しを行う予定でございます。

以上、熊石地区における地熱開発事業について、新たな事業者による調査を予定していることのご報告とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○委員長（三澤公雄君） 報告が終わりました。ここまでで、皆様から何かご質問・ご意見ございませんか。

○委員（横田喜世志君） はい。

○委員長（三澤公雄君） 横田委員。

○委員（横田喜世志君） 新しく開発しようとする会社、ベースロードパワージャパンというのが、生産井を掘るということでもいいんですか。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 委員長、商工観光労政課長。

○委員長（三澤公雄君） 商工観光労政課長。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 横田委員のおっしゃるとおりですね、今、現在、還元井として、すでに2号井が存在しておりますので、新たに生産井、井戸を掘り起こすと。こういうことになります。以上でございます。

○委員長（三澤公雄君） ほかに。なければ以上でいいですか。

○委員（大久保健一君） 自噴する井戸を掘り直すってことでいいんですね。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 委員長、商工観光労政課長。

○委員長（三澤公雄君） 課長。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 今ある1号井、こちらについては地下、一番深いところで250℃くらいの温度が確認されているんですけども、これを汲み上げたときに、地上に出てきたときの温度が大体70℃、大体それくらいで、自噴がしなかったということで、やっぱりポテンシャルが低いと。こういった判断でした。それで、もう一回違う場所を掘り起こして、熱の高い、温度の高い汲み上げが可能であれば、この還元井を利用して、発電が可能になると。こういうことですので、新しく掘り起こす場所についてはですね、まだ事業者の方が目星は付けておりませんが、今後、調査に入って、この近辺で掘るかあるいはちょっと離れたところで掘るかの調査をしていくことになるかと考えてございます。

○委員（大久保建一君） はい。

○委員長（三澤公雄君） 大久保委員。

○委員（大久保建一君） これの井戸掘ったりだとかって、あと事業化にならないときの廃坑だとか町の費用負担は発生するんですか。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 委員長、商工観光労政課長。

○委員長（三澤公雄君） 課長。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 新しく掘って、やはりポテンシャルが認められないといった場合は、事業者の負担で新しく掘った井戸と、それから既存の井戸を埋め戻すという作業になります。それで町の負担は発生しないことになります。

○委員長（三澤公雄君） ほかにありませんか。

○議長（能登谷正人君） はい。

○委員長（三澤公雄君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 昨日の一般質問で、三澤議員が、要は熱が出て、そういう農業とかに使うとか、そういう場所ってここにはないはずなんだけど、農業なんかにするということは、どういう方法で持っていくのか聞いていない。

○産業課長（吉田一久君） 委員長、産業課長。

○委員長（三澤公雄君） 産業課長。

○産業課長（吉田一久君） 以前の前田建設工業さんのほうで、調査を3ヶ年実施してきていましたが、その間に並行いたしまして、熊石地域のほうで地熱開発勉強会ということで、これは経産省のほうで補助金をもらって勉強会を開催してございます。そういった中で年に勉強会が4回ですとか、あと研修会、あと先進地視察調査ということで、九州の熊本県ですとか大分県のほうに、それぞれの地熱発電事業の状況の視察と、合せてそういった熱源等の地域での産業利用等について、研修のほうを行ってきた経過がございまして。

多くはトマトのハウスでの熱源利用ですとか、あるいは木材の乾燥施設ですとか、いろんなところを見てきたわけですが、今、議長がおっしゃるとおり、現在、想定されている大谷地区のほうではそういった平地も少ないですし、山間部ということで熱資源を利用するにしても相当な工夫が必要だということで、その調査の中でも、その部分が大きな家財として残ってきていました。それについても具体的な解決方法については、詳細に検討はされていなかったわけですが、いずれにしても地域といたしましてはそういった発電事業が行われることにより、多少の工夫は必要でしょうけれども、なんらかの産業利用が必要だと。あるいはそういったことを検討していくことが大事だということで、今回のほうは、おおよそそういった考え方でまとまってきたものでございます。

今回、また改めてこういった発電事業が実施されまして、そういった熱資源の利用が可能となった場合には、それに合わせまして熊石地域でこういった利用が可能なのかということと地域の関係者の皆様と、いろいろ協議をしながら進めて行きたいと。そのように今後については考えてございますので、よろしく願いいたします。

○議長（能登谷正人君） はい。

○委員長（三澤公雄君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 結局そういうことだよ。けども、今、掘削する場所からやろうとすると、鮎川のハウスのほうまで持っていかないと農業できないと。そうすると、この持っていく費用とかそういうのは町でやらざるを得ないのかな。再利用するということは。かなりの距離があるでしょ。

○産業課長（吉田一久君） 委員長、産業課長。

○委員長（三澤公雄君） 産業課長。

○産業課長（吉田一久君） 前回、前田建設工業さんで調査を行った地点から、仮に温水を、この平地の畑のある場所まで持っていく場合には、議長ご指摘のとおり、なんらかの移送管の敷設が必要になってくると思います。

しかしながら、現在、大谷のほうに以前から町の温泉がありましたので、見市温泉の少々上流部のほうに、井戸が、大谷泉源の井戸がありますので、そこから下流部、海のほうについてはすでに移送管が敷設されていますので。その間の、さらにその上流部、今までは発生する所からそこまでの間を手立てしなければならぬのかなと。いずれにしても距離が結構ありますので、費用についても相当かかるのかなと。そのようには見込んでいます。

あとその管の敷設の事業については、町でやるのか、こういったかたちをとった方がいいのかは、今後の検討になるのかなと思っています。よろしく願いいたします。

○委員（横田喜世志君） はい。

○委員長（三澤公雄君） 横田委員。

○委員（横田喜世志君） 今、農業利用関係で質問出たので、それ関係で。今、移送管の部分でいけば、やっぱり引っ張ってくるのは経費がかかるんですよ。そうすると、そのあとのメンテナンスも含めて、誰が経費を持つのかって話になっていったときに、農業分野でその経費を持つのは大変厳しいと思います。ということで、この地図にもあるように、前田工業さんが植林する部分というのは、これは多分、国なりの土地でとりあえず開発終わったら元に戻すという約束の基に、植林すると思うんですけども、この部分を、そういう開発に向けて、植林する前にね、手当てすることはできないのかという部分が若干あるんです。この部分でそういうハウスだとかということが可能なのではないかと思うんですけども、その辺の手当てを考えているのかどうかお願いします。

○産業課長（吉田一久君） 委員長、産業課長。

○委員長（三澤公雄君） 産業課長。

○産業課長（吉田一久君） 資料の図面にありました、還元井のある場所なんですけれども、ここはおっしゃるとおり国有林でございまして、さらに保安林の区域設定がされている地域でございます。その関係上こういった開発行為なりなんなりは、保安林の作業許可を取ったうえでございまして、それらの事業が終了いたしました際には、原状復帰、要は木を

植えて元の山林に戻しなさいというようなことでございまして、今年、前田建設工業さんと廃坑とともに、これをやるということの約束になってございます。

それで現地につきましては、思ったほど平野のところは実際にはございません。山あいのここ一帯がちょっと地滑り地帯でございまして、ちょっと下がったような、窪んだような土地になってございまして、それらを開発するなりなんにするにしても相当手間もかかるのかなというのと、やはり先ほど申し上げました保安林の指定という部分が、これをどうしても解除できるかということについては結構難しい協議になっていくのかなと考えてございましたので、そこでのなんらかの施設を整備して、なにか整備するとかそういったことの検討については具体的には行っていなかったというのが現状でございます。

○議長（能登谷正人君） わかりました。

○委員長（三澤公雄君） 地熱発電所というものを造ったときの、使われる面積ってどれくらいありますか。今これ井戸の話ばかりだけれども、井戸が自噴してOKとなったら、その施設を造ってこそ発電されるわけだから、発電所の面積が最低限確保されるということで事業の可能性を探るんだよね。

○産業課長（吉田一久君） 委員長、産業課長。

○委員長（三澤公雄君） 産業課長。

○産業課長（吉田一久君） ちょっとこちらに詳細な面積の資料はないんですけども、あまり大規模な面積は必要としていないというようなことで聞いておりました。

現地につきましても場所が半分保安林、半分は開建の道路用地という、そういった中でございましたので、おそらく保安林の指定の部分、仮にかかっても大きな面積にはならないのかなと思っておりましたけれども、ただその発電所の場所が、現地に作るのかどうなのかという、そういった具体的な部分まではおおよその構想でしかなかったもので、どの程度の規模になるかという部分の詳細なものはちょっと持ち合わせておりませんでしたので、申し訳ありませんがその辺ご理解のほうをお願いしたいと思います。

○委員長（三澤公雄君） 熱源の再利用というのは熱が出てからしつかり。たとえば今ちょっと調べたら、奥飛騨温泉のバイナリーの小さいほうのキツネパワーは養殖の鯉をやり始めいるということなので、そういった小さな面積で単価の高いものということが、探るとしたら、その周辺でできることってことですよ。わかりました。以上です。ありがとうございました。

【商工観光労政課・産業課職員退室】

【政策推進課職員入室】

○委員長（三澤公雄君） それでは続きましては、令和2年度ふるさと応援寄附金の実績について、政策推進課から報告をお願いします。

○政策推進課企画係主任（長谷川佳洋君） 委員長、企画係主任。

○委員長（三澤公雄君） 主任。

○政策推進課企画係主任（長谷川佳洋君） それでは1 令和2年度、ふるさと応援寄附金の実績について、説明させていただきます。

資料1につきましては、一般のふるさと応援寄附金の実績となり、資料2は企業版ふるさと納税の実績となります。

資料1をご覧ください。まず、(1) 寄附件数及び金額についてです。

令和2年度の寄附件数は10万2,248件で、前年度と比較して32.7%の減少となっております。また、寄附金額は19億3,649万2,000円で、前年度と比較して21.2%の減少となっております。

続いて、(2) 月別寄附状況につきましては、例年ですと9月から寄附金額が増えたあと、12月にピークを迎え、1月から少なくなる傾向にありますが、令和2年度では、前年と比べると5月から寄附が伸びており、9月までは前年度比46.8%と伸びておりましたが、寄附が集中する10月から12月は主力返礼品の一部で原価高騰による寄附金額の値上げの影響が大きく、前年比で33%減少となっております。

資料1の裏面に移りまして、(3) 用途の指定状況についてです。

当町のふるさと納税は、寄附者が寄附金の用途を指定できることとしておりまして、記載のとおり12種類の用途を定めております。このうち、1番から5番は、第2期八雲町総合計画の第1章から第5章にそれぞれ対応する用途としております。6番の研修牧場プロジェクトは、令和2年5月で一度、用途指定から外しております。理由につきましては、研修牧場プロジェクトに充当する事業の財源確保の見通しがたったため、項目から削除しております。11番のサーモン試験養殖プロジェクトは令和2年9月から、新たな用途として追加したものです。令和2年度の用途の指定状況としましては、全体の82.1%、15億8,969万5,000円が、そのほか目的の達成のため町長が必要と認める事業を指定しており、例年と同様の傾向となっております。

資料1の説明は、以上とさせていただきます。

○政策調整係長(右門真治君) 委員長、政策調整係長。

○委員長(三澤公雄君) 係長。

○政策調整係長(右門真治君) 続きまして、資料2企業版ふるさと納税の令和2年度実績について、報告させていただきます。

お配りした資料をご覧ください。令和2年度の寄附件数及び金額の実績ですが、51件、4,210万円となり、寄附金活用事業の内訳につきましては、研修牧場整備事業に49件分の4,100万円、サーモン試験養殖事業に2件1,100万円となり、寄附企業から申出がない限り、当町側で指定しております。

続きまして、寄附状況の詳細についてですが、月別の寄附状況は(3)のとおりとなっており、企業における決算期及び決算額が影響することから、寄附企業から申出いただいた月での入金となっております。

金額別の内訳につきましては、(4)のとおりとなっており、当町においては約半数の企業が寄附対象となる下限の10万円となっており、最高寄附額で1社より1,000万円の寄附をいただきました。また、50万、100万の寄附も数件ずつあり、合計件数の51件につきましては、全国において上位に入るものと推測しています。

所在地別の内訳につきましては、(5)のとおりとなっており、やはり道内企業からの寄附が多い状況となっており、大部分は町長のトップセールスによる実績と、これまでの町との関わりによる企業からの寄附であったと分析しております。

令和3年度につきましても、引き続き当該事業を有効活用するため、企業への事業PRを行っていきます。

以上、企業版ふるさと納税の説明とさせていただきます。

○委員長（三澤公雄君） 報告が終わりました。委員の皆様から何かご意見・ご質問ありませんか。右肩上がりです上がってなくて逆に下がってるよね。これはさ、返礼品のこともあるだろうけど、どういうふうに分かっていますか。

○企画係長（多田玲央奈君） 委員長、企画係長。

○委員長（三澤公雄君） 係長。

○企画係長（多田玲央奈君） 分析という受け止めになりますけれども、金額についてはですね、以前、町長から、今後のプロジェクトの説明を議員の皆さんにさせていただいた時に町長も言っていましたけれども、毎年20億くらいの寄附金を、ふるさと納税で集めていきたいと考えてございます。それで令和2年度実績ですね、20億から6,000万円くらい下回ってはおりますけれども、寄附者、それから返礼品を提供していただける事業者に対して、町としては感謝すべき金額だなというふうに分かっています。

それから、令和元年度の比較という意味でいけば、コロナによる巣ごもり需要があつて、9月までは前年度よりも上回る金額で推移をしていました。ただ、先ほど説明にもありましたけれども人気のある返礼品の原材料の高騰がありまして、それで10月から12月にかけて前年度費30%減という結果になりまして、前年度を下回る結果になったというふうに分かっています。

○委員長（三澤公雄君） あと、青年舎の兄弟会社みたいな木蓮さんが、ふるさと納税の事業を担うとかという報告を議会で受けてたんですけども、担当課との仕事の分け方って今どういうふうになっていますか。

○企画係長（多田玲央奈君） 委員長、企画係長。

○委員長（三澤公雄君） 係長。

○企画係長（多田玲央奈君） 木蓮、それから商工観光労政課ともですね、方向性はふるさと納税の受付を木蓮としても受付していくという方向性は確認はしていますけれども、まだ木蓮のほうで準備が整っていないということで、現時点ではまだ受付できていない状況です。

○委員長（三澤公雄君） まだ準備ができてないからやってないんだ。いつ頃そういう、仕事の移管というか。目標。

○企画係長（多田玲央奈君） なんともそこは不透明な状況で。

○委員長（三澤公雄君） 向こう次第だっていうこと。

○企画係長（多田玲央奈君） そうです。

○委員長（三澤公雄君） そうなんだ。委員の皆さんほかにありませんか。

企業版ふるさと納税はさ、実施している自治体そのものが少ないというか、全国で見ても希少なというイメージで持っているんだけど、北海道ではどれくらいあるの。

○政策調整係長（右門真治君） 委員長、政策調整係長。

○委員長（三澤公雄君） 係長。

○政策調整係長（右門真治君） 北海道の企業版ふるさと納税の認定状況についてなんですが、北海道179自治体中、令和3年1月1日現在で150自治体が申請しておりまして、58.7%

となっております。また、全国においては 1,718 の自治体のうち 1,095 が認定しており、64.6%の認定状況となっております。

ただ、当町のように積極的にPRして自治体はこれよりもさらに少なく、一つ一つのホームページを見ていくと、まだ実際に申請はしているが寄附まで繋がっているところはさらに少ないということと考えています。以上です。

○委員長（三澤公雄君） そういう全国の統計とか、全道の統計っていうのは担当の総務省のほうでもっているのかな。それとも自治体のほうでまとめているの。

○政策調整係長（右門真治君） 委員長、政策調整係長。

○委員長（三澤公雄君） 係長。

○政策調整係長（右門真治君） こちらはですね、内閣府のほうになっていまして、内閣府のホームページのほうで公表されています。

○委員長（三澤公雄君） ほかに皆さんから何かありませんか。

○委員（横田喜世志君） はい。

○委員長（三澤公雄君） 横田委員。

○委員（横田喜世志君） 先ほどの中でね、ふるさと納税に絡むこともあるし、企業版もそうだけれども、丘の駅の事業、木蓮でという話になっていると思うんですけども、それで企業版のほうも木蓮が窓口になっていて、それに対しての予算は付いていたと思うんですけども、木蓮が動いてないんですか。

○委員長（三澤公雄君） その類の質問は、課を超えちゃうんじゃないの。

○企画係長（多田玲央奈君） 委員長、企画係長。

○委員長（三澤公雄君） 係長。

○企画係長（多田玲央奈君） 先ほど木蓮のほうでふるさと納税、まだ準備できていないというふうにお答えしたのは、個人向けのふるさと納税の話で、すみません説明不足で。個人版のふるさと納税の受付がまだ準備が整っていないということで、企業版は動いています。

○委員（横田喜世志君） はい。

○委員長（三澤公雄君） 横田委員。

○委員（横田喜世志君） 個人版のができていないというのもちょっとあれなんじゃないの。丘の駅の事業を引き継いで、それも引き継いだことになっていないの。

○企画係長（多田玲央奈君） 委員長、企画係長。

○委員長（三澤公雄君） 係長。

○企画係長（多田玲央奈君） 木蓮が、丘の駅なんですけど、個人版のふるさと納税受付しようとしているのは、今まで丘の駅がやっていた業務とはまた違いまして、さとふると同じような位置付けになるんですけども、そういった業務の準備がまだできていないということになります。それで、その準備もできるタイミングといたしますか、受付できる時期についてはまだはっきりしていないということです。丘の駅の業務はやっているというふう聞いています。

○委員長（三澤公雄君） 直接、木蓮に関して答えるとしたら商工のほうかな。

○委員（横田喜世志君） 物産協会のやっているところを引き継ぐんだって意味合いで聞いてたわけだから、それについてはすでにやっていなきゃないんじゃないのかなって思うんですけども、やっていないって言うからさ。

○委員長（三澤公雄君） 疑問は膨らむけれども、例えば丘の駅に関してのことだとか、これ以上聞いても多分担当課は知っている部分は話せるけれども、課としては。

○企画係長（多田玲央奈君） 観光物産協会の時代もですね、ふるさと納税の受付はしていなかったんですね。返礼品の提供はしてたんですけども、さとふると同じように、さっき私がまだやっていないといった業務はですね、さとふると同じような業務なんですけれども、寄附者から受付して、それでお金も寄付金も一旦預かって、それから返礼品の手配をしたり配送管理をしたりだとか、そういった業務は今までやっていなかった業務ですから、そこについてはまだ準備中ということですよ。

○委員長（三澤公雄君） 確か、さとふるが寄附額の 16%だか定かじゃないけれども、そういうマージンを取っている美味しい仕事を木蓮にもやらせたら、木蓮これでエンジンだよねってそういう考え方だったけれども、まだできていないということですよ。今度、商工とじっくり。

○委員長（三澤公雄君） ほかに。

○委員（大久保健一君） はい。

○委員長（三澤公雄君） 大久保委員。

○委員（大久保健一君） 多分ね、この 12 月のやつと違ってイクラとかでしょ。それで、町長なんかいろいろな機会と言ってたけども、八雲の事業者に対しての商品開発の働きかけってどういう感じになっているの。

○企画係長（多田玲央奈君） 委員長、企画係長。

○委員長（三澤公雄君） 係長。

○企画係長（多田玲央奈君） 商品開発みたいなことを町民から働きかけということはしてはいないんですが、町内の事業者に対してですね、まださとふる納税の受付、返礼品を提供していない業者に対して、さとふる納税の説明をさせていただいて、なにか提供するものはないですかというようなことは、去年の春に一度周らせていただきましたけれども、なかなか手間がかかるんですが、いろいろなものをたくさん用意できないかだとか、それぞれの事業者さんの事情で、さとふる納税返礼品提供までは至っていないという状況になります。

○委員（大久保健一君） はい。

○委員長（三澤公雄君） 大久保委員。

○委員（大久保健一君） 多分、20 億くらいでずっと行きたいという話であれば、これから安定しないイクラだけに頼っていくというのは凄く厳しいと思うから、定期的にそういう働きかけは、これからも続けていかなければならないのではないかなと思うのと、あと少ない量だからだとか、季節的なものだからというのも、そういう返礼品も結構全国を見ればあるので、そういうのも別に数揃わなくてもいいですよだとかということとしてはしていかなければならないのではないかと思うので、その働きかけは定期的に続けていったほうがいいと思うんですけども、そういうつもりなんですよ。

○企画係長（多田玲央奈君） 委員長、企画係長。

○委員長（三澤公雄君） 係長。

○企画係長（多田玲央奈君） そういうつもりは、先ほど説明させていただいたときもですね、数が少ないから駄目っていうことはこちらから言っていないで、数出せないし、数が出せないということは、そこにかかる手間ってあまり変わらないので、最初の登録のところの

手間ですとか、いつ発注があるかわからないから、それを見ていかなければいけないとか、そういったところでなかなか実際に返礼品を提供するということに至らないんじゃないのかなというふうに考えておりますけれども、やはり大久保委員がおっしゃっているとおり、イクラだけに頼るというようなことであればですね、今回のように目標を下回るということもありますし、また令和2年度は20億ちょっと下回ったくらいで、まだよかったのかなと思いますけれども、もっと寄附金額が集まらないという事態を想定すればですね、もっと人気のある返礼品を開発していったりですとか、あるいはもっと幅広くいろんな事業者さんに返礼品を提供していただくということがあるだろうと思います。

○委員長（三澤公雄君） ほかに。なければ、以上です。ありがとうございました。

続きまして、同じ政策推進課から、令和2年度八雲町自治基本条例運用状況及び令和3年町民参加施策について報告をお願いいたします。

○協働推進係長（渡辺直樹君） 委員長、協働推進係長。

○委員長（三澤公雄君） 協働推進係長。

○協働推進係長（渡辺直樹君） 令和2年度八雲町自治基本条例運用状況及び令和3年度町民参加施策について説明させていただきます。

お手元の資料3になります。この運用状況報告書は、自治基本条例の柱である情報共有と町民参加について、条例の運用として令和2年度に行われたものをまとめたものとなります。

それでは2ページの町民参加施策実施概況により説明いたします。なお、3ページ以降15ページまでにつきましては、2ページ記載の各項目の内訳などの詳細となっておりますので、のちほどお読み取りいただきたいと思っております。

はじめに、項目1 原則公開とする審議会等につきましては、令和2年度は18の組織で会議が開催され、前年度対比、3組織の減、会議の公開にあたっての町民への事前周知方法として、広報紙とホームページを併用した周知が前年度対比21.9ポイント減となっております。これはコロナ禍の中、開催を見送った会議があったことや会議開催の可否を検討している段階で広報による周知が時間的に間に合わなくなったことがその要因と考えております。

次に項目2 町民の意見を反映させるために行う、パブリックコメントにつきましては、各種計画の見直しや新たに策定する計画の素案について、令和2年度は計12件の意見公募を行い、町民から提出された意見は3件でありました。

次に項目3 意見交換会につきましては、コロナウイルスの関係から令和2年度の開催はありませんでした。項目4 町民参加の推進という観点から、町民の意思を行政活動へ反映させるため行ったアンケート調査につきましては、介護保険事業計画見直し策定に伴うもの1件でありました。

次に項目5 行政運営に公平かつ広く町民の意見が反映されるよう行う、審議会等の委員の公募につきましては、7部局9組織で実施し、23名の公募に対して、8名の応募があり、8名全員が選任されております。

最後に項目6 審議会等委員の状況につきましては、公募委員総数は前年度対比2名増、そのうち女性委員につきましては、人数の増減はありませんでしたが、委員総数の変動により割合は微減となっております。

以上、令和2年度の自治基本条例の運用状況についての報告となります。

次に最後のページ1 ページ2 ページとして記載しているものが令和3年度の町民参加施策の実施予定となっておりますが、審議会の開催予定表につきまして、現在、緊急事態宣言が発令されておりますが、本日、現在までの会議については、当初予定どおり開催しておりますが、今後もコロナの状況を見て、開催の判断や書面開催を検討していきたいと思っております。

以上、大変簡単ではありますが、令和2年度八雲町自治基本条例運用状況報告と、令和3年度自治基本条例に基づく町民参加施策の実施予定の説明とさせていただきますので、よろしくお願いたします。

○委員長（三澤公雄君） 説明が終わりました。委員の皆様からご発言ありませんか。

そもそも、女性委員の割合が微減ってちょっと聞くんだけど、応募が元々総数に対して少ないという背景があって、その中でも応募する方の女性割合が少ないからなのかなって想像したんだけど、どうなんですか、実際は。

○協働推進係長（渡辺直樹君） 委員長、協働推進係長。

○委員長（三澤公雄君） 係長。

○協働推進係長（渡辺直樹君） 委員長がおっしゃるとおりですね、応募者が少ないという背景と、女性委員の関係もあると思いますが、それだけではなく、人数が変わらない部分としましては、その指名する委員の女性の数が、そこからさらに増やしている状況ではないので、委員の人数自体は変わらず総数が変わるので、微減になっているのかなと思います。

○委員長（三澤公雄君） 特に今年の前半からの話題でジェンダーのことを取り上げたけれどもさ、そもそも公募委員の男女比はあまり意識していなくて、これまでの社会の通念上で男性が多いということは、今、2年のまとめだけでも、その辺は変わっていないという今の答弁の背景はそういうこと。

○協働推進係長（渡辺直樹君） 委員長、協働推進係長。

○委員長（三澤公雄君） 協働推進係長。

○協働推進係長（渡辺直樹君） 背景として応募している委員の中で、男性委員が応募しているかどうかというのは、正直、各原課に確認してみなければわからない部分ではありますが、もちろん応募の委員の中身も全体像が23名のうち8名の応募ということで、まず毎年の課題にはなるんですけども、興味・関心の部分というのを、どのように女性の方に広げていくかという部分も課題となっておりますが、なかなか女性委員が出席しやすいように、行うために会議の開催時間だとかも夕方にしたりと検討はしているんですけども、なかなか今そこに繋がっていない状況なので、委員長がおっしゃったように公募委員の中の割合が少ないのが原因かどうかは、判断材料が足りないもので、そういったかたちになるかどうかは、今、現時点では。

○委員長（三澤公雄君） 分析についてはわかった。

今後のこととしてさ、こういった各種審議会なんかの男女の構成比のありかた、会議の持ち方というのは、いわゆる多様性の関係から女性の参加を促すという方向で指導とかしていく方向で考えているんですか。それともそれは各審議会の担当のほうに任せちゃっているのか。町としてはどういうふうに考えているの。

○政策推進課長（川口拓也君） 委員長、政策推進課長。

○委員長（三澤公雄君） 課長。

○政策推進課長（川口拓也君） 一応ですね、町としては今、現在総合計画においてもですね、公募委員、あと女性委員の目標値を設定してございます。当然、各原課所管のですね、そういった委員の公2募にあたってはですね、この総合計画に用いた目標値を定めて皆さん取り扱っていくことと思いますので、基本的には各課にお任せするかたちになるんですけども、著しくですね、女性の委員が少ない課には、うちのほうからもですね、この部分は毎年調査していますので、そういった部分では指摘なりしてですね、極力、女性が参加しやすいような時間帯だとか、そういうふうなかたちで設けるなどして、また、身近な方への声掛けなど、そういった部分を勧めるように指導していきたいと考えております。

○委員長（三澤公雄君） その総合計画の目標値というのを、ちょっとそもそも失念しちゃってるんですけども、どんな目標を。

○政策推進課長（川口拓也君） 総合計画でですね、現在の総合計画上ですね、一応、公募委員としては目標値の8%、女性委員については25%というかたちで目標値は設定されております。

○委員長（三澤公雄君） そもそも目標値が低いんだよね。今の世の中の議論の、直していかなければいけないねっていうものから言ったら。

（何かいう声あり）

○委員長（三澤公雄君） そういうことをこれから僕ら議会で認識してやっていかなければいけない。25%ね。これはなんか根拠がある数字なんだっけ25%って。その目標とする。

○政策推進課長（川口拓也君） おそらくですね、設定が基準がですね、現状値として平成28年度の現状値を見て、その当時がおおよそ20%なので、それから5年間を見据えてというかたちでの設定ではないかなと思いますが、先ほど確かに委員長がおっしゃったみたいに、今そういうかたちで●●久しく、それが当たり前になってきた中で確かに25%は低いかなと思う部分はあるんですけども、基本的には総合計画では25%を目標値としておりまして、現状も確かにこれをクリアしていないというので、まずこの目標地をクリアすることを掲げて、当然これ以上を目指していくというかたちで動いていきたいと思っております。

○委員長（三澤公雄君） しっかり呼び掛けていかないかね、野球に例えたら、名ノッカーが届く範囲でノック打ってるんですけども、20%の現状で25%の目標を上げた。だから良いノックしてるんだと思う。だけど取る意思がないみたいで、そこでいきなり50%の強烈なノックをしたって取る気にならないよね。私たちにも向けられた課題だと思いますけれども、しっかりと目標に向かっていけるようにやっていかなければと自覚しました。

○委員長（三澤公雄君） ほかに委員の皆さんからありませんか。

ちょっと今回これが自治基本条例の運用状況ということなんだけども、ちょうど我々の委員会もね、担当課のほうには関係ないんだけど、今日なんかも住民投票条例ということ勉強しようとやってるんだけど、委員会の委員から、そもそも自治基本条例に則って住民が参加しているものがさっぱりない中で、議会から働きかけたって、そもそも弱いという指摘を受けたんですけども。

自治基本条例って住民が作ったという条例でありながら、なかなかそれに則った参加が少ないということに関して、自治推進委員さんとディスカッションとか進めていますか。一応この条例を作るにあたっての、作られた委員会であり、専門の委員会だと思います。

○協働推進係長（渡辺直樹君） 委員長、協働推進係長。

○委員長（三澤公雄君） 協働推進係長。

○協働推進係長（渡辺直樹君） 自治基本条例につきましては、一応、4年毎に条例の見直しを諮るということが条例の中にも明記されておりまして、自治推進委員の方々と、その年にあった、このようなかたちでの運用状況の報告だとかをさせていただいてはいます。ただ、昨年については、コロナ禍の関係もあつたりして開催というのを見送ったような状況になっておりまして、今年はその条例の改定を行う年になっているので、3回開催するようなかたちで推進委員の方々と協議するようなかたちになるのかなと考えております。

○委員長（三澤公雄君） 委員会のほうから自発的に問題点を上げながら会議を持とうという声掛けなんかはありますか。このときに会議の申し込みがなかったとしても、たとえば次の委員会にはこういう話題を私たちは話したいだとか、積極的な自治推進委員から会議の働きかけはどうでしょう。

○協働推進係長（渡辺直樹君） 委員長、協働推進係長。

○委員長（三澤公雄君） 協働推進係長。

○協働推進係長（渡辺直樹君） 自治基本条例に関するディスカッションは、なかなか今まで見直しの中でも、そういったような話しはなかったと思うんですけども、それ以外のまちづくりに関する協議であつたりというものは過去に行われております。去年は行っておりませんし、その前の年も、その報告ということで終わっているんですけども。

全くないかというのと、その条例の改正という部分でいけば、もしかしたら僕も読み足りない部分があるかもしれないんですけども、そういった部分ではなく、まちづくりというふうに大きい部分で協議の場を設けて、それに条例の改正に反映できるようなかたちをとっているのではないかなと思っております。

○委員長（三澤公雄君） 答弁の勉強会みたいだね。嬉しい答弁をありがとうございます。町民の参加という意味では僕らも同じ土俵にいますので、こんなところで傷を舐め合っても仕方ないので、頑張りましょう。ほかに皆さんありませんか。なければ終わります。ありがとうございました。

【政策推進課職員退室】

【農林課職員入室】

○委員長（三澤公雄君） それでは、株式会社青年舎大関牧場の稼働について農林課から報告お願いいたします。

○農林課長（荻本 正君） 委員長、農林課長。

○委員長（三澤公雄君） 農林課長。

※報告前に人事異動に伴う挨拶

○農林課長（荻本 正君） それでは、株式会社青年舎大関牧場の稼働状況について担当よりご説明いたしますので、よろしく申し上げます。

○研修牧場係長（高嶋一登君） 委員長、研修牧場係長。

○委員長（三澤公雄君） 係長。

○研修牧場係長（高嶋一登君） 私から株式会社青年舎の稼働につきましてご説明いたします。

まずは、令和3年4月1日より、株式会社青年舎大関牧場が無事に稼働できましたことは、一重に議員皆様方のご支援の賜物と心より感謝いたします。今後とも変わらぬご愛顧のほどよろしくお願いいたします。

本来であれば委員会終了後に、青年舎大関牧場を議員皆様方にご案内したかったのですが、新型コロナウイルスの感染が拡大している状況を鑑みて、控えさせていただき判断とさせていただきます。新型コロナウイルスがある程度落ち着いた際には、改めて視察のご案内をさせていただきたいと思っております。何卒ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは、株式会社青年舎大関牧場の稼働について、事業の取り組み主体であります、株式会社青年舎より報告を受けましたので、ご説明いたします。

はじめに本整備事業の概要であります。議員皆様ご承知のとおり、本事業は今後の八雲町の酪農家戸数の維持もしくは減少件数を緩やかにして、八雲町の酪農を維持していくために酪農への新規就農の入り口としての研修機能と生乳生産量の拡大を両立させ、自立した牧場経営を実現することにより、八雲町における地域振興・農業振興を目指すことを目的に株式会社青年舎が取り組み主体となり、国の畜産クラスター事業補助金と、町補助金により町内上八雲地区に研修牧場を整備するものであります。

本事業では、搾乳ロボットや自動換気システム等の先端技術を導入した宿舎等を整備し、フル稼働時は搾乳牛590頭、年間生乳生産量6,500tを出荷予定としております。

次に本事業に係る施設の整備状況であります。事業に係る牛舎等の整備状況につきましては、1ページ上段に記載しておりますので、お目通しくださいますようお願いいたします。

次に、株式会社青年舎大関牧場に係る稼働状況であります。飼養頭数や1頭あたり乳量の状況につきましては、1ページ中段に記載しておりますので、ご覧願います。

①の搾乳頭数は5月末現在で搾乳ロボット、パーラー合わせて130頭搾乳しております。内訳につきましては、搾乳ロボットが100頭、パーラー30頭の搾乳であります。パーラーではロボットに不適合の牛、主に乳頭の位置が均等に配列されない牛や、乳房が下がってしまいロボットで自動感知できない牛などを搾乳しております。

②の育成頭数につきましては、親牛が事故なく分娩しており、順調に育成頭数が増加している状況であり、現在149頭の飼養であります。

③の1頭あたり乳量は、稼働して2か月と、データとしては不十分ではありますが、八雲町、北海道の平均乳量を上回っていることを考えれば順調な滑り出しだといえます。大関牧場の牛につきましては、比較的乳量が少ない初産乳で構成されていることから、2産3産につれて乳量のピークを迎える牛が増えてくる来年度には、更なる乳量の増加が見込まれ、今後の牛乳の成績が期待されます。

④の従業員人数につきましては、常勤役員3名、従業員11名、パート2名、地域おこし協力隊3名の計19名で牧場運営を行っております。また牧場スタッフとは別に3名の経理処理の事務員も雇用しております。業務分担といたしましては、役員3名がそれぞれの部署を統括し、部門ごとのリーダーが地域おこし協力隊に指導しております。地域おこし協力隊3名の中には、将来、新規就農を目指している方もおり、大関牧場で新規就農者を数多く輩

出できるように役員・社員ともども日々工夫しながら指導していると報告を受けております。

(2)の夏期入牧頭数につきましては、本年度より町の育成牧場を株式会社青年舎が指定管理者となり管理しております。町内入牧牛83頭、北里八雲牛118頭の計201頭の入牧頭数となっております。また、育成牧場で働いていたスタッフ2名は、引き続き青年舎で通年雇用とし、従来にも増してきめ細かなサービスを提供できますように十分なスタッフを配置して、皆様の期待に応えますよう、一層努力していくと報告を受けております。

次に、株式会社青年舎大関牧場に係る稼働状況を掲載いたしました。資料2ページをご覧ください。左上の写真は4月末にドローンで敷地全体を映したものです。航空写真の右手の写真につきましては、搾乳ロボット牛舎内部であります。この牛舎は広くゆったりとしたスペースで牛がロボットを訪問しやすく、牧場全体の乳量増加に繋がるフリーカウトラフィック牛舎としております。フリーカウトラフィックとは、牛の導線に制限をかけずに好きな時にロボットや飼槽、水槽、ベッドへ自由に移動できる牛舎であるということです。こちらの牛舎ではロボット4台、220頭の搾乳を計画しております。

中段の写真2枚は搾乳ロボットの写真になります。搾乳ロボットは入室してきた乳牛の搾乳を機械で行う、ボックス型のロボットになります。通常は1日2回、朝晩行う搾乳作業を人の代わりに行き、搾乳作業を自動化します。牛に搾乳ロボットを訪問するために、搾乳ロボット内で餌を給餌し、牛が餌を食べている間に搾乳を行ってくれます。左下の写真につきましては、バルククーラーと呼ばれるもので、ステンレスのタンクと冷却器からできております。このバルククーラーが絞った生乳を急速に冷やして乳質が悪くなるのを守っている機械でございます。右下の写真は、同時に8頭搾乳できるパーラーであります。パーラーとは搾乳室のことで、複数の牛をパーラーに集めて効率よく搾乳して行く方法であります。ミルクパーラー方式は多くの牛を飼うフリーストール牛舎で採用されていることが多く、中から大規模牧場で導入されております。

多頭数を効率的に搾乳でき、人の視線の位置に牛の乳頭が来るような設計になっているので、●●が軽減される長所があります。青年舎では主に搾乳ロボットに不適合な牛を搾乳しています。

以上、簡単ではありますが、株式会社青年舎大関牧場の稼働状況についてのご説明とさせていただきます。

○委員長（三澤公雄君） 説明が終わりました。委員の皆さんからご発言ありませんか。

○委員（横田喜世志君） はい。

○委員長（三澤公雄君） 横田委員。

○委員（横田喜世志君） 順調に稼働しているということなのですが、稼働状況の③1頭当たり乳量31.8kgって書いてありますけれども、搾乳牛っていろいろステージがあるんです。そのステージの分布がわかれば教えていただきたいなど。

○委員長（三澤公雄君） 搾乳日数は何日。

○研修牧場係長（高嶋一登君） 委員長、研修牧場係長。

○委員長（三澤公雄君） 係長。

○研修牧場係長（高嶋一登君） 今のご質問なんですけれども、私のほうでそのようなデータを青年舎のほうから報告されておられませんので、今、大変申し訳ないんですけれども、ご説明できないのかなと思います。

○委員長（三澤公雄君） 今度。聞きたい人がいるから。

○研修牧場係長（高嶋一登君） わかりました。

○委員長（三澤公雄君） ほかに。

搾乳頭数 130 頭ってなっていますが、これ 4 月 1 日の稼働したときが何頭で、そのあとも導入が始まっている、購入した牛が入ってきたと思いますけども、どんな間隔で入ってきているのかなって搾乳頭数。わかる範囲で教えてください。

○研修牧場係長（高嶋一登君） 委員長、研修牧場係長。

○委員長（三澤公雄君） 係長。

○研修牧場係長（高嶋一登君） 当初の牛につきましては、3 戸の構成員の農家からですね、育成牛と親牛を合わせまして 130 頭ほどの牛を連れてきております。また、十勝からですね、ロボット牛の呼び込み牛としてですね、26 頭ほど十勝から購入しております。また、その前にですね、市場よりすでに 40 頭ほどの牛を購入しておりましたので、合計といたしましては、搾乳頭数で、ロボット牛舎におきましては 70 頭ほど搾乳しておまして、パーラーでは当初は 20 頭ほど搾乳して、合計 90 頭ほど 4 月 1 日より搾乳している状況でございます。以上です。

○委員長（三澤公雄君） 新得から 26 頭来た以外に買った牛何頭って言いましたっけ。40。それはもうみんな分娩したの。

○研修牧場係長（高嶋一登君） 終わりました。

○委員長（三澤公雄君） 事故もなくという報告があったけども、事故ではなくて淘汰したの。そういうこと。

○研修牧場係長（高嶋一登君） 委員長、研修牧場係長。

○委員長（三澤公雄君） 係長。

○研修牧場係長（高嶋一登君） はい。多少は淘汰しております。一応、淘汰牛のほうは報告がございますので、簡単にご説明いたします。

○委員長（三澤公雄君） 理由ってことでしょ。

○研修牧場係長（高嶋一登君） 委員長、研修牧場係長。

○委員長（三澤公雄君） 係長。

○研修牧場係長（高嶋一登君） 4 月の実績といたしまして、9 頭ほど死亡牛がございます。また 5 月につきましては、現状ではありますけれども、5 頭ほど淘汰がありまして、全部で 14 頭ほどの死亡牛が報告されてございます。

○委員長（三澤公雄君） 理由は。

○研修牧場係長（高嶋一登君） 理由はですね、第 4 胃変異というものが 2 頭ほど。あとにつきましては足の悪い牛がおりましたので、それらを淘汰したというふうにご報告されていきます。

○委員長（三澤公雄君） 4 変が 2 頭で、あとは足っていうこと。

○研修牧場係長（高嶋一登君） はい。

○委員長（三澤公雄君） 足ってことはパーラーのほうにいた牛ってこと。

○研修牧場係長（高嶋一登君） はい。

○委員長（三澤公雄君） ほかにありませんか。

視察なんかの希望がほかの委員会のほうからも、いつ頃見れるんだって話をされて、今、冒頭でコロナが落ち着いたらと言われましたが、感染対策をいろいろ議員のほうでもしながら落ち着いたらということちょっと収束が見えないので、なんか明確なこういう準備したら、例えば、外構工事が終わったらということも春先に目安として言われていたんですけども、そういう時期には少なくとも議会のほうの視察の受入れの可能性はないですか。

○農林課長補佐（宮下洋平君） 委員長、農林課長補佐。

○委員長（三澤公雄君） 課長補佐。

○農林課長補佐（宮下洋平君） 視察の受け入れにつきましては、今、委員長がおっしゃるとおりコロナということで収束の目途というのを言いましたけれども、外構の工事が10月の末までの工期になっていて、ただ、それまで伸ばすとですね、なかなか時間がかかりますので、それと今まで視察を受け入れてなかったもう一つの理由としては、従業員も稼働したばかりでなかなか対応をしきれないということと、導入した牛が慣れていないということもありまして、視察というものを少し見送っていたところでもあります。ですので、もしまだ外構のほうはまだできていなくて砂利道になっていますけれども、施設内は見学できますので、コロナが落ち着きましたら、緊急事態宣言終了後を目途にですね、徐々に視察は受け入れていけるのかなというふうには考えておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（三澤公雄君） お願いします。ほかに。なければ終わります。ありがとうございました。

【農林課職員退室】

【水産課職員入室】

○委員長（三澤公雄君） それでは、アイヌ政策推進交付金事業概要について、水産課のほうから報告お願いいたします。

○水産課長（田村春夫君） 委員長、水産課長。

○委員長（三澤公雄君） 水産課長。

○水産課長（田村春夫君） それでは、水産課からの報告は、アイヌ政策推進交付金事業、この事業につきましては、今年度から3か年の計画で現在、事業を進めております。

二つ目の北海道アイヌ農林漁業対策事業につきましては、耳吊り機の購入でありまして、これにつきましては、昨年度から引き続き今年度も実施したいということで進めております。

※人事異動に伴う職員挨拶

事業の内容につきましては、担当の藤原係長から説明いたしますので、よろしく願いいたします。

○振興係長（藤原悟史君） 委員長、水産課係長。

○委員長（三澤公雄君） 係長。

○振興課係長（藤原悟史君） それでは、アイヌ政策推進交付金事業について、ご説明させていただきます。

資料1になります。令和元年度にアイヌ施策推進法が施行されたことにより創設されたアイヌ政策推進交付金ではありますが、この交付金の目的はアイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発並びにアイヌの人々が民族としての誇りをもって生活するためのアイヌ文化の振興等に資する環境の整備を図ることとされております。

今回、この交付金事業を活用してですね、事業名をホタテ貝のアイヌブランド化事業として、近年のホタテ貝養殖漁業におけるホタテ貝のへい死等に伴い、稚貝確保に苦慮している現状を踏まえまして、他管内から稚貝を移入して、八雲町の海域に適合するかの稚貝移入試験を実施しようとするものです。また、八雲町の海域に適合するものとなった際には、商品価値の高い、アイヌブランドのホタテ貝を生産し、販売会等の実施や経営コンサルによるPR方法の検証等を実施することとしております。

この交付金事業ですが、事業主体は市町村とされていることから、八雲町が事業主体となります。実施期間は、令和3年度から令和5年度の3か年で、これらの稚貝移入試験を八雲町漁協に業務委託する予定としております。

事業内容についてですが、八雲町漁協管内の地域を、令和3年度に黒岩、山崎、由追の3地区32漁家、令和4年度は、花浦、山越、野田生の3地区32漁家、令和5年度は、内浦町1地区31漁家の全7地区95漁家に分け実施しようとするものです。

事業費については、資料2ページ記載のとおりとなっておりますが、令和3年度については、稚貝の購入費、稚貝育成に係る資材費、運搬費一式で9,986万1千円、令和4年度においては、稚貝の購入及び運搬費で4,535万3千円、令和5年度においては、稚貝の購入及び運搬費とブランドホタテ貝のPR方法等の検討に係る経営コンサル費用で5,635万3千円合計で2億156万7千円となっております。

補助率は対象経費の10分の8で、国庫補助金のみとなっております、道費補助はありません。なお、令和3年度に導入予定の、稚貝収容籠についてですが、移入元である他管内の海域は、比較的静穏域の噴火湾とは違い、時化等が強く、稚貝が流出しない丸籠が必要であることから合わせて導入しようとするものです。また、次年度以降は再利用することとしておりますので、新たな導入の予定はありません。

現在、事業採択に向け、地域計画、事業計画等を提出し、所管である内閣府のほうで審査中であります。交付決定は、7月中旬の予定となっていることから、交付決定された場合は速やかに補正予算を上程させていただきますので、よろしく願いいたします。

○委員長（三澤公雄君） 説明が終わりました。委員の皆様からご発言ありませんか。

まず、ホタテ貝のアイヌブランド化事業って、八雲町漁協が決めたの。どうしてアイヌブランドでホタテが出てきたのかなというのが素朴な疑問です。矢継ぎ早にもっと聞くと、この事業で約9,000万、稚貝では4,500万だけでも、この事業で入れてくる稚貝は、この文書を読むとこれまで稚貝を購入していた先とは違う新規の開拓で、とても新しい稚貝を特別な試験をするイメージなんだけれども、そのイメージは正しいの。

○振興係長（藤原悟史君） 委員長、振興係長。

○委員長（三澤公雄君） 係長。

○振興係長（藤原悟史君） 従来ですと、オホーツクのほうですとか稚貝輸入はされているんですけども、今回、特に日本海のほうが比較的に生残率の高い丈夫な貝というふうにされておりますので、その貝を移入して、耳吊りする時点から、通常の耳吊り稚貝よりも比較的に大きいサイズの稚貝を移入してそれを耳吊りして、通常の3年貝よりもさらに大きな3年貝を作っていこうと。それで更に大きいホタテなのでそれが他の貝とは違うブランドのホタテという位置付けでPRするのが目的です。

○委員長（三澤公雄君） これまでと違うホタテ貝の生産に結びつけるという試験なんですね。僕は全く、予算委員会でも全く気が付かなかったので、それで俺だけ知らなかったのになって。

○水産課長（田村春夫君） 委員長、水産課長。

○委員長（三澤公雄君） 水産課長。

○水産課長（田村春夫君） 今回のこの事業は、新規事業になりますので、今回初めて議会のほうに報告しました。それで、今回も7月にですね、国のほうの事業採択があったあとに補正予算をお願いして事業をしていくというスケジュールで進めております。

○委員（牧野 仁君） はい。

○委員長（三澤公雄君） 牧野委員。

○委員（牧野 仁君） 今、初めてのあれなんですけれども、今回八雲町内のホタテ貝養殖、これ八雲町漁協だけの事業の内容だと思うんですけども、私の住んでいる落部地区の漁業協同組合はこの中に該当しない理由はあるのでしょうか。

○水産課長（田村春夫君） 委員長、水産課長。

○委員長（三澤公雄君） 水産課長。

○水産課長（田村春夫君） 今回のですね、この事業はですね、アイヌ政策推進交付金というふうになっていまして、その対象となる漁家の構成の中にアイヌ漁家がいるというか、ある程度の割合にいるというのが条件になってきますので、それで落部地区のほうは対象にはならないのかなということでございます。

○委員（牧野 仁君） はい。

○委員長（三澤公雄君） 牧野委員。

○委員（牧野 仁君） それであれば、同じ八雲町で、ちょっと同じ仕事で対象外になればですね、落部地区と八雲町漁協と格差が出るような感じも受けるんです。将来的に。これから町としてどのように考えているのでしょうか。

○水産課長（田村春夫君） 委員長、水産課長。

○委員長（三澤公雄君） 水産課長。

○水産課長（田村春夫君） すみません。私のちょっと説明が不足しましたので、追加したいと思いますが、今回のホタテ貝のブランド化については3年貝の大きい貝を作るということでありまして、落部地区については、2年貝が主流ということございまして、それで落部漁協さんからは、この事業についての要望はないということでございますので、ご理解願います。

○委員長（三澤公雄君） これはまだ始まってないんだよね。これから3年度だけれども、やってるんだよね。

○水産課長（田村春夫君） 今年からやります。

○委員長（三澤公雄君） 今年の、要するに次の耳吊りシーズンにやるということね。あのね、とあるところからもらった稚貝が今年はでかいと思ったんだけど、まだやってないんだもんね。

これはアイヌ政策、長い法律ができて、すごく解釈が幅広いので各自治体がこの交付金を何に使うか迷っているというニュースを見たことがあるんですね。だから八雲の場合は、八雲町漁協が構成員の中でアイヌの血を引く方々がいるので、この政策に乗れるからというかたちで開発した事業だと。この得られた成果はこの地区の稚貝が良いぞとかそういう試験結果は、場合によっては全町的に落部地区も含めて普及する考えはあるというような、今しゃべっていることは当たってる。

○水産課長（田村春夫君） 委員長、水産課長。

○委員長（三澤公雄君） 水産課長。

○水産課長（田村春夫君） 今回の部分については、大きい稚貝を移入してくるというのはあるんですけども、それを使って3年貝で、さらに3年貝の大きいブランド貝を作るといのが目的になっていきます。そうすると、落部地区のほうが2年貝でやっていますので、今回の成果を落部地区に持っていくというのは難しいのかなと。

あとそれと、今回3年間で試験が終わったあとにも引き続きですね、そういう大きい稚貝を生産していただくということで、そういうアイヌのブランド化をして少しでも付加価値を高めた高い貝を生産して生産性を上げていくという内容になっていくと思います。

○委員長（三澤公雄君） ほかにありませんか。

アイヌついでで聞くけれども、いろいろまだ裁判やってるけれども、川で鮭を取らせろってかたちで訴えているアイヌの団体なんかがありますけども、だからアイヌ＝鮭っていうイメージがあるんですけども、八雲において鮭に関してアイヌのこの事業に乗っていくというのは、今のところ八雲町漁協のほうからなにかありませんか。

○水産課長（田村春夫君） 委員長、水産課長。

○委員長（三澤公雄君） 水産課長。

○水産課長（田村春夫君） 今のところですね、八雲町漁協、落部漁協からも、そういう要望は出ていないです。

○委員長（三澤公雄君） わかりました。ほかになければ終わります。ありがとうございました。それでは、引き続き北海道アイヌ農林漁業対策事業について、水産課から報告をお願いします。

○振興係長（藤原悟史君） 委員長、振興係長。

○委員長（三澤公雄君） 係長。

○振興係長（藤原悟史君） 次に、北海道アイヌ農林漁業対策事業について説明させていただきます。

資料2になります。この事業については、昨年に引き続き実施する事業になります。

事業の目的についてですが、ホタテ養殖漁業の要である耳吊り作業において、近年、漁業者の高齢化、パート作業従事者の高齢化、若手作業従事者の確保が困難な状況にあり、これらの原因により、5月中旬で耳吊り作業が、通常、完了する予定が、6月中旬頃まで遅延してしまうこととなり、この遅れがへい死に繋がるというような、ホタテの成長に大きく影響することが懸念されております。

このため、全自動ホタテ耳吊機を導入して、労働力の確保、作業従事者の人件費抑制を図り、計画的な漁業経営が推進されることにより、安定的な水揚げ、所得向上に繋げようとするものです。

事業主体は、八雲町漁業協同組合であり、令和3年度においては、17台の全自動ホタテ耳吊機を導入する予定となっております。この全自動ホタテ耳吊機の概要についてですが、外観等は資料の4ページ及び5ページのとおりとなっております。処理能力については、3ページ記載のとおりの数値となっておりますが、耳吊りロープ1本を製作するのに要する時間が5分程度となっております。従来の手作業だと1人平均15分程度を要するため、約3倍の能力を有するものとなっております。年間処理能力で比較すると、全自動ホタテ耳吊機で平均5,880本、手作業では1,960本となります。

また、この全自動ホタテ耳吊機は、耳吊り作業の作業工程であるロープへのピンの設置、稚貝への穴あけ、ピンに稚貝を通す耳吊りの3工程を同時に行う数値となっており、手作業による耳吊り作業の場合は、このほかにロープにピンを設置する作業、稚貝に穴をあける作業に別途時間を要することになります。これらのことから、機械導入は、ホタテ貝養殖漁業に大きく貢献されるものと期待されております。事業費についてですが、総額で8,228万円、補助率は国庫補助で3分の2、道費補助で20分の1となっております。

現在、北海道に対し、事業実施計画書等を提出し、審査中であります。今後、協議を重ね、令和3年8月頃を目途に計画の承認をいただくよう調整しております。今後、補正予算を上程させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

次年度以降の計画についてですが、事業主体のほうでは、最終的に100台程度導入する計画としていることから、令和2年度導入の11台と今回導入予定の17台を合わせても、計画の3割程度の達成率になっていることから、今後4年から5か年程度は時間を要するものと考えます。以上で説明を終わります。

○委員長（三澤公雄君） 説明が終わりました。委員の皆様からご発言ありませんか。

○委員（牧野 仁君） はい。

○委員長（三澤公雄君） 牧野委員。

○委員（牧野 仁君） 先ほどとちょっとまた同じような質問なんですけれども、落部漁協が事業主体から抜けているので、これもアイヌ事業の該当にならなかったという理由もいろいろあると思うんですけれども、今回、同じ八雲町で、基幹産業で、さっきも言ったとおり補助率から見ても今後3、4年続くわけなんですけれども、同じ漁業者として、同じ八雲町の中で格差が広がることを懸念しているんですけれども、今後、町として対策は何か考えは持っているのでしょうか。

○水産課長（田村春夫君） 委員長、水産課長。

○委員長（三澤公雄君） 水産課長。

○水産課長（田村春夫君） この耳吊り機の導入につきましては八雲町漁協さんのほうで昨年度11台やったと。それでその際に落部漁協さんと話をしています。それで落部漁協さんの意向としては耳吊りの仕方が、ループっていうんですか、ちょっとその方式が若干違うところがあるので、この機械の導入は必要ないというか、今のところ導入する予定はないということになっております。

○委員長（三澤公雄君） ほかに。

○委員外議員（関口正博君） ちょっといいですか。

○委員長（三澤公雄君） どうぞ。

○委員外議員（関口正博君） 今の牧野さんのお話で、組合としては要望がないという。今年、去年あたりから、この全自動機械に関しては、相当数希望の声が聞かれています、漁家のほうから。もう少しですね、漁協さんも含めてですね、しっかりとした話し合いを持っていただきたいなというふうに思います。もしそれを取るようであればこの資金というのは落部漁協でも使えるんですか。

○水産課長（田村春夫君） 委員長、水産課長。

○委員長（三澤公雄君） 水産課長。

○水産課長（田村春夫君） そのような要望が出ているということであれば、この漁協さんを含めてちょっと一緒に相談していききたいなと。あと補助対象になるかならないかという部分も、ちょっと調べてみないとならないかなと。それと漁協全体の先ほど言ったように、一定数のアイヌ漁家というものがあるのか、その辺もちょっと確認していききたいと思いません。

○委員外議員（関口正博君） はい。

○委員長（三澤公雄君） 関口議員。

○委員外議員（関口正博君） そのような考え方から言えば、アイヌ資金がそのようなかたちで落部漁協で使えるということであれば、これまたひやま漁協とかそういう話にも当然なってくるでしょうし、いろいろそんな簡単に受けれるというようなものではないような気は僕はしているんですけども、全自動の機械に関しては、これ落部、東野も含めてですね、結構入れたいという要望がすごく多く聞こえるようになってきたので、ちょっと検討のほうをお願いしたいと思います。

○水産課長（田村春夫君） 委員長、水産課長。

○委員長（三澤公雄君） 水産課長。

○水産課長（田村春夫君） ひやま漁協の部分については、アイヌ漁家というのが多分ないかと思しますので、この事業に載っていくというのはできないかと思えます。それと今落部、東野地区でも要望があるという話もありましたので、今後、漁協さんともその辺話をしていきたいなと思えます。

あとこのアイヌ農林漁業の対策事業についても事業の枠とかもありますので、今回、八雲町漁協さんでは全体では 100 台欲しいということだったんですが、その事業の枠で去年は 11 台、それで今年は 17 台となっています。今後、まだ 3 分の 1 程度なので 3 分の 2 程度欲しいという話になると思いますが、いずれにしても枠の関係もありますので、もし導入できるとなっても、その辺の調整とかも必要になってくるのかなと思えます。いずれにしても落部漁協さんのほうと、その辺、話をしていきたいと思えますので、よろしくお願ひいたします。

○委員長（三澤公雄君） ほかにありませんか。

なければ、課長、これ非常に今、漁師にとっては人手不足ということで、魅力のある機械に映っているように、今の質疑を聞いていたんですけども、一つの漁家でこの機械を入れることによって、人手が全くいらなくなるの。家族労働だけでよくなるの。そうなった場合に耳吊りの雇用というものが町内の経済に与える影響が結構あると思うんですね。それと

導入機械の数が限られているというのであれば、割と公平に1軒について1台だとかというかたち、台数は別にしてですよ。雇用の届かない、どうしても募集しても人が足りないのうちは耳吊りの期間がかかってしまうところを優先的にやって、労働力を補うための機械というやり方をすればですね、町内の耳吊りの雇用に対しての、いわゆる雇い止めの影響もなく、そして漁師にとっても順調に仕事が進むという、両方ウィンウィンのことが狙えるものやっけていくか、また今回、内浦地区と限っていますけれども、内浦地区であれば内浦地区に入った労働力は、ほかにちゃんと回るように、足りないところにね、雇われている人が縁故だけなので、次に行けないだとか、それで残念に、技術がある人が眠ってしまうことがないように、漁協にしっかり働きかけないと、なんか力のあるところだけが機械を導入し、漁家だけが上手くいき、そこで働いている人は雇用がなくなっただとか。一方機械の当たらないところには相変わらず限られた労働力だけでなかなか生産が追いついていかないだとか。ほっといたら弱肉強食の世界になっていくんじゃないのかなというのが見えるんですけども、その辺の心配事はどうでしょうか。機械の配布先の公平性は大丈夫なの。

○水産課長（田村春夫君） 委員長、水産課長。

○委員長（三澤公雄君） 水産課長。

○水産課長（田村春夫君） 今回のこの事業の取りまとめ、今後、正式に決まったあとにですね、漁協さんのほうでも漁業者のほうに話が行くと思いますが、今回、漁協さんのほうで取りまとめた中では、内浦地区を今回は対象にしてやっけていくという内容でございます。

今回、機械の導入をしてもですね、雇用が全くいらなくなるということではないというふうに聞いております。多分、機械専属にですね、一人、人を付けて、それでその人が慣れてくると作業効率が上がってくるというふうになってきますので、そうなった時には、もしかしたら雇用人数も減ってくることもあるのかもしれないんですけども、今は、漁協さんから聞いている話では労働力確保が困難だという部分で、機械を使うことによって不足分を補っていくというふうに伺っております。

ただ、そういうふうに言いながらも、三澤委員長がご心配したように、たとえばその人が首切られるのかということもあろうかと思っておりますので、その辺については漁協さんとも話を、そういうことがないようにというか、そういうふうな話をしたいというふうに思います。

○委員長（三澤公雄君） あくまでも心配事だからさ、そういった懸念が最初からないに越したことがないんですけども、今の説明だけ聞くと、そういうことも想像できるので、是非漁協のほうにも伝えてもらえればなと。

○委員（大久保健一君） はい。

○委員長（三澤公雄君） 大久保委員。

○委員（大久保健一君） すみません。基本的なこと。これアイヌ農林漁業対策事業費ということなので、アイヌ関連の予算ということですよ。なので、これアイヌ漁家とアイヌの全然関係ない漁家となんか差があるんですか。

それと、これは事業主体が漁協でやるんですけども、これは漁業で買って貸与になるの。それとも譲り渡しちゃう感じになるの。

○水産課長（田村春夫君） 委員長、水産課長。

○委員長（三澤公雄君） 水産課長。

○水産課長（田村春夫君） まず、一点目のアイヌ漁家とそれ以外の漁家の差という部分でいうと、基本的にはないです。ないというのは負担金がたとえばアイヌ漁家が安くて一般の漁家が高いというのではないです。それとこの機械については八雲町漁協が事業主体になりますので、八雲町漁協さんの所有物になって、それを今、大久保委員さんが言ったように、各漁家に基本的に貸与すると。それで貸与したときには当然、使用料とかを徴収して維持していくと考えております。

○委員（大久保健一君） はい。

○委員長（三澤公雄君） 大久保委員。

○委員（大久保健一君） そしたら貸与ということは、今年はあるところの何台だけでも、来年はこっちに何台って話になるの。

○水産課長（田村春夫君） 委員長、水産課長。

○委員長（三澤公雄君） 水産課長。

○水産課長（田村春夫君） 基本的には漁協さんの持ち物というふうに事業的にはなりませんけれども、貸し出す相手は多分、毎年同じ漁家になるのかなというふうに考えております。

○委員（大久保健一君） はい。

○委員長（三澤公雄君） 大久保委員。

○委員（大久保健一君） あと、ごめんなさい。基本的なことで、解釈の問題でちょっと教えてほしいんだけど、これ北海道アイヌ農林漁業対策事業ということは、本来の考え方でいけばそのアイヌの人たちと一般の人たちと所得格差があるから、こういうので埋めようという対策の費用という考え方でないの。

○振興係長（藤原悟史君） 委員長、水産課係長。

○委員長（三澤公雄君） 係長。

○振興係長（藤原悟史君） この事業の概要ですね、大久保委員がおっしゃられたとおり、アイヌの人たちは近年も周りの方たちよりも所得が低いとか格差があるので、それらを補うために、こういう事業を制度を設けてですね、それで支援していくというのが目的です。

○委員（大久保健一君） はい。

○委員長（三澤公雄君） 大久保委員。

○委員（大久保健一君） 本来のその事業趣旨というか、事業というかこの資金の考えからいけば、そのアイヌ漁家に優先的にこういうものが当たるといいう仕組みになるのが正解なんじゃないかなって。考えはあくまでも漁協なのかもわからないけれども、そう思ってしまうんだけどその辺は間違いなんですか。

○水産課長（田村春夫君） 委員長、水産課長。

○委員長（三澤公雄君） 水産課長。

○水産課長（田村春夫君） 今、先ほど質問があつて、うちの係長が言ったようにアイヌ漁家の格差を是正するというのであれば、考え方としたら優先的に、そういうところから配分するということはあるかと思うんですけども、今回のこの事業でいうと、アイヌ漁家とアイヌ漁家以外の方も事業としては対象となってくると。それで漁協内である一定のアイヌ漁家が必要になりますけれども、両方とも事業とすれば対象となると。漁協自体が事業主体になりますのでそういうふうになってくるという考えになります。あとその配分の関係

については漁協さんの内部で漁業者と話し合いを行った中で、貸し出す許可を決めながら進めているということで現状進んでおります。

○委員（大久保健一君） はい。

○委員長（三澤公雄君） 大久保委員。

○委員（大久保健一君） 先ほどのアイヌ政策推進交付金に関しても、これに関してもアイヌ政策のお金が出るから、じゃあどうやって使おうとか何とかというのは現実的には凄くわかるんだけど、本来の趣旨を町側のほうも、ある程度大事にしていかなければならぬんじゃないかなと思うんですよ。だから漁協さんのほうでどういうふうに運用の仕方を考えるかは、事業主体のほうを考えるのかもわからないけれども、町としては、そこら辺をちょっと忘れちゃいけないのかなって感じがするんですけれども。だからそれを今後、制度を進めて行く上で、少しでも本来の事業趣旨が伝わるような運用の仕方をしてほしいなと思うんですけれども、その辺どう考えていらっしゃいますか。

○水産課長（田村春夫君） 委員長、水産課長。

○委員長（三澤公雄君） 水産課長。

○水産課長（田村春夫君） そういう制度ということが多分基本にはなるのかなと思いますので、漁協さんと話をする機会にはですね、そういう話もしていきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○委員長（三澤公雄君） あれですね、最初、資料1のほうのやつは、アイヌ政策推進交付金ということで、アイヌの人には関わりなく広く使える部分、アイヌの謳っていけばさ、けどもこの資料2のアイヌ農林漁業対策事業は、いわゆるこれまでウタリ資金と言われた、家を建てる時の、ああいう財源と根っこは一緒ですね、だから資料2のほうは該当者はアイヌという括りになる部分という、お金の出どころはそうですね。違いますか。

○委員（大久保健一君） どっちも趣旨は一緒じゃないの。

○委員長（三澤公雄君） 資料1のほうは去年だかにできたアイヌ新法に則った、アイヌのいる自治体だけでしたっけ。

○振興係長（藤原悟史君） 委員長、振興係長。

○委員長（三澤公雄君） 係長。

○振興係長（藤原悟史君） 農林漁業対策事業ですね、採択要件がですね、受益となる漁業者なんですけれども、漁業者の受益となる数が、半数以上がアイヌ漁家である。今回●●、アイヌ漁家の、たとえば10人いたら5人以上がアイヌ漁家じゃないと駄目。残りはアイヌ漁家以外の方でもいいですよ。

○委員（大久保健一君） 交付金。

○委員長（三澤公雄君） 交付金の使い道。

○振興係長（藤原悟史君） 交付金のほうは、特段そのアイヌ漁家が何件以上とかはありません。

○委員長（三澤公雄君） だから1のほうが使い道は広いんですよ。アイデアさえあれば。

○振興係長（藤原悟史君） ホタテ貝を生産している漁業なので、ホタテとアイヌの人たちで。

○委員長（三澤公雄君） できたものはアイヌブランドと謳うと漁協はそういうアイデアを出したから。資料2は狭い、ずっとね。

- 委員（大久保健一君） でも趣旨は一緒でしょ。
- 委員長（三澤公雄君） 資料1と2。
- 委員（大久保健一君） きっと大きな趣旨は一緒なんじゃないの。違うの。
- 委員長（三澤公雄君） 違う。明確に違う。お金の使い方としては。2のほうが非常に狭いので、だからこの機械が皆が欲しがるという意味では、これだけに頼ってたらいけないんじゃないかというのが課題だと思う。
- 委員（大久保健一君） わかりました。
- 委員長（三澤公雄君） これに関してほかに質疑ありませんか。
- （「なし」という声あり）
- 委員長（三澤公雄君） なければ。あの、課長、いくつか今の委員会でも漁協のほうに伝えてほしいことを上げていましたので、一つよろしくお願いします。終わります。

【水産課職員退室】

◎ 協議事項

- 委員長（三澤公雄君） それでは、協議事項に入ります。
- 住民投票条例の勉強会を引き続きやろうと思います。事務局のほうでお願いします。
- 議会事務局次長（成田真介君） それでは、お手元に資料があるかと思いますが、前回の委員会では1ページ目から3ページ目まで説明しましたので、これを省略いたしまして、今回追加されております4ページ目の請求・発議の主体・要件からご説明させていただきます。
- 3 請求・発議の主体・要件です。まず長は住民投票を実施したいと思えば、個別型住民投票の条例案を議会に提出し議決を経て実施できるとなっています。また、議会も地方自治法に基づき、個別型住民投票の条例案を提出できるとしております。このことから常設型住民投票条例では、長、議会、を発議者として規定していない自治体もあるようでございますが、多くが長、議会も発議主体となっています。賛成議員数は地方自治法に基づき12分の1がほとんどでございますが、そのほか3分の1や4分の1などもあるようでございます。
- 次に住民でございますが、住民は個別型住民投票条例の制定について、直接請求ができるとしておりますが、常設型住民投票条例においても、直接請求による個別の住民投票条例の制定の過程を簡略化し、住民の意思を明確にして住民参加を促すという趣旨からも、住民も主体であると考えられております。
- 常設型では、実施するための署名が3分の1以上、4分の1以上、5分の1以上、6分の1以上など、自治体によってさまざまでございますが、だいたい上記の4つが大部分を占めているようでございます。
- 4 投票資格者の範囲でございます。まず年齢要件でございますが、まず16歳、義務教育を終了して社会人として働くことができる年齢であることや、幅広く意見を聞くべきという考え方に基づきます。これは少数であります。次の18歳、国民投票法では投票年齢が18歳と定めていることと、諸外国でも18歳以上が主流であることが要因。次に20歳、これは改正前の公職選挙法では投票資格者の年齢を20歳と定めていたため、この規定に準ずる考えでございますが、これまで20歳以上としていた自治体では、改正に伴い18歳以上となっていくものと思われま。

次に住所要件でございますが、地方自治法の規定に基づき、住民投票条例でも、自治体の区域内に住所を有する者と規定し、居住期間についても選挙権と同様の規定をしている自治体が多いようでございます。

次の成立要件でございます。住民投票の投票率が一定以下の場合に、住民投票の成立を認めないとする規定を設けている条例と、成立要件を設けていない条例があります。成立要件を規定する条例では、投票率2分の1以上で成立を認める条例が最も多く、要件を満たさない投票率の場合には開票しないと規定する条例もあります。成立要件を設ける理由は、投票率が低い場合に少数派の意見が議会や長の意思決定に影響を与えることになるので、それを回避するためとしております。

懸念されることとしては、成立要件を設ける場合、住民投票を成立させないためのボイコット運動が起こる可能性があり、住民の投票意識の低下や、投票に行くこと自体が賛成もしくは反対の意思表示になって、投票の秘密が守られない可能性が生じることもあるようでございます。

成立要件を設けない理由としては、少数意見であっても住民の意見は確認すべきであることや、諮問型住民投票では、その結果に拘束されないため、成立要件を設ける必要性が低いと考えられることなどがあげられております。

6 結果の効力でございます。

結果の効力には二つありまして、まず拘束型でございますが、住民投票の結果が長や議会の意思決定を拘束するとなっております。ただこれは長や議会の権限を制限することとなる、これは間接民主制を規定している地方自治法に違反しているというのが通説、一般的な考え方であるようでございます。

(2)の諮問型、住民投票の結果を長や議会は尊重する義務があると。これを諮問型としております。これまで他の自治体で制定された住民投票条例はすべて諮問型であります。

八雲町自治基本条例においても、法的拘束力を持たない、諮問型住民投票条例としており、議会及び町長の双方が尊重することとしております。

住民投票の結果は、住民の意思が直接投票によって示されることから、相当の重みを持っており、このことから、議会及び町長には、住民投票の結果を最大限に尊重した政策判断が求められると規定してございます。

本日はここまでの説明となります。よろしくお願いたします。

○委員長（三澤公雄君） 今日にも新たに知識を入れる機会をいただきました。事務局で用意している勉強資料の共有というのはまだあるの。僕はイメージではここまで一通り住民投票とは何ぞやというのが理解される共通の土俵になったんじゃないのかなと思ってるんだけど、まだ何かこの後に用意しているのがあるの。

○議会事務局次長（成田真介君） 次にもし用意するとすれば、投票の内容で、投票のコストであるとか、といったものだと思います。ただ、それ以降に関しては、まとめていきたいと考えております。

○委員長（三澤公雄君） じゃあ、もう一個あるということね。わかりました。じゃあ、今日のこの内容で、何か皆さん疑問に思ったこととかご意見ありませんか。

3のところでき、署名の集める有効の範囲というの、3分の1とか4分の1とか、これは好きに選べるという考え方。何か根拠があるの。3分の1にはこういう意味があるとか、4分の1を設定するにはこういう、いわゆる科学的な意味があるとか。

○議会事務局次長（成田真介君） 特に根拠というところまでは調べてございませんが、要するにどこまでを成立の条件とするか、多くの住民の意思を尊重するのか、少数派でも尊重するのかというようなところで決められているのかなと思っています。

○委員長（三澤公雄君） なるほど。ほかに何か質問はありませんか。

僕のここまでの進め方のイメージでは、まだ事務局が冒頭で確認したみたいに、あと1項目、勉強会をやりたい。僕はこの事務局が提供してくれた勉強会をもって、一通りの基本的な知識が共有されたということなので、その勉強が終わったのちに、じゃあどうするかということで、再度、僕は、今でも考え方が変わらないので、常設型の住民投票の必要性をもう少し具体的に訴える提案をしていこうかと。

可能なら反対派、賛成派で討論形式でやるような、リポートみたいなことを、明確に対案があればそういうかたちで持ってくるもの勉強会としては手かなと思っています。だからもう一回みんなと知識を共有する機会はあるんです。だから今日のここまでの段階での疑問とか、やっぱり解消をされていて次に進みたいと思うので、そういう意味で皆さんからご発言ありませんか。飛び飛びで勉強してるからね。ちょっとあれなんだけどもさ。

なかったら。次のスケジュールはどういうふうに取りれますか。

○議会事務局次長（成田真介君） 次は、もう一項目は考えていきたいと思うんですけども、7月の開催ということで、8月の開催のときにはもう報告事項としての、調査事項としてのまとめに入りたいと思っておりますので、そのときには今まで議論したものを報告書というかたちのまとめで提案したいと考えております。

○委員長（三澤公雄君） 6月は文厚ないの。

○議会事務局次長（成田真介君） あります。

○委員長（三澤公雄君） 文厚の裏で皆さんの日程もあるけれども、もう一回の用意している、費用だとかそういう勉強会をやって、そしたら次の7月あたりに、もう一度、常設型の是非ということのを皆で諮って、その議論をもったあとで報告をまとめるというかたち、要するに委員会の中で活発に各々の意見を出す環境を勉強会で作ってきたんだから、各々の意見、あぁでもないこうでもないというのがならないと報告というふうに僕はまとめるのは残念だなと思います。だからどうでしょう。6月、文厚の裏でもう一回総務を開いて勉強会。

○委員（大久保健一君） 文厚の中身によって文厚を見たいって場合もあるから。

○委員長（三澤公雄君） そうだよな。

○委員（大久保健一君） だから文厚の後ならいいけど、文厚終了後とか、文厚が午前なら午後とかのほうがいいんじゃないですか。それでもう一回勉強するのであれば、勉強しちゃって、すぐにその討論に入っていくと思うし。

○委員長（三澤公雄君） 時間が取れるなら。

○委員（大久保健一君） 何回もやるよりそっちのほうがいいと思う。

○委員長（三澤公雄君） その次勉強会やるときは、その討論会のセットみたいな感じで組みたいなっていうのが、今、意見で出たんだけども、日程組めない。

○議会事務局次長（成田真介君） それは大丈夫だと思います。項目としても、ほぼ8割9割がこの今日示した内容と、ちょっと付け足しくらいたと考えておりますので、日程的には可能だと思います。

○委員長（三澤公雄君） だから最後の勉強会は今までの資料をちょっとみんな持ってこれればいいけど。手元におきながら。じゃあそういうことでいいですか。

（「はい」という声あり）

○委員長（三澤公雄君） じゃあ、今日は丁度お昼になりましたので、是非皆様の検討をよろしくお願いします。本日はこれで終わります。ありがとうございました。

〔閉会 午後 0時05分〕